

私学高等教育研究所 第77回公開研究会（2023年5月19日）
「修学支援新制度と私立大学」

修学支援新制度の現状と課題 -私学高等教育研究所の調査結果を中心に（報告概要）

白川優治（千葉大学）

本報告の目的と概要（資料スライド：2枚目）

本報告は、私学高等教育研究所の調査を通じて、修学支援新制度について、これまでの制度状況の振り返り、今後のあり方を検討する材料を提供すること目的とするものです。具体的には、①2020年度より始まった修学支援新制度について私立大学にどのような状況にあり、私立大学にどのような影響が生じているのか、②私立大学から見たときに、修学支援新制度の制度・運用上にどのような課題があるのか、を中心に調査結果の概要を報告します。また、調査結果とは別に、この制度の情報公開に関する課題を指摘します。

私学高等教育研究所による調査の概要（資料スライド：3・4枚目）

本報告は、私学高等教育研究所が行った私立大学を対象とした調査の結果を用いたものです。私学高等教育研究所は、「私立大学の財務・財政に関する研究プロジェクト」（プロジェクト代表：小林雅之（客員研究員・桜美林大学教授）・浦田広朗（研究員・桜美林大学教授））として、2022年9月30日（金）から11月4日（金）を期間として、全私立大学627大学の理事長・学長・事務局長を対象に、学納金の改訂の状況・予定、修学支援新制度の現状や影響などを尋ねる質問票調査を実施しました。410大学から回答をいただき、回答率は65.4%でした（11月4日の集計時点）。

この調査の結果は、集計結果が2022年12月に「奨学金等に関する現況調査（速報版）」として、結果をまとめた報告書が2023年3月に『高等教育の修学支援新制度と私立大学』として、それぞれ私学高等教育研究所のウェブサイトを通じて公開されております。本報告は、この報告書をもとにしたものとなります。ここで改めて、本調査にご協力いただきました私立大学の皆様に御礼申し上げます。

修学支援新制度の私立大学における現状（資料スライド：5・6・7・8・9枚目）

具体的な内容に入りたいと思います。まず、2020年度から開始された修学支援新制度について、私立大学の対象者数と受給率の全体状況を算出しました。調査結果からは、2020年度は受給者数が97,032人、推計受給率が7.66%、2021年度は受給者数が114,575人、推計受給率が8.97%でした。文科省の公表資料から算出した受給率は2020年度7.26%、2021年度8.59%でした。文科省等の公表資料による全体の推計受給率と本調査の調査結果は同じ増加傾向にあり、数値の違いは誤差の範囲と言えます。2021年度は、2020年度に比べ、修学支援新制度の受給率は高まっていることがわかり

ます。

調査データを用いて、修学支援新制度の大学別の受給率を算出したところ、2020年度は平均9.49%、2021年度は平均10.89%でした。2021年度は、2020年度に比べ大学別受給率でも上昇しており、個々の大学の状況を見ると、2年分のデータが揃っており、比較可能な383大学のうち87.2%（334校）で受給者数・受給率とも増加していました。受給率は大学の学生規模に影響を受けている可能性がありますので、受給者数と受給率の関係をみましたが、小規模校で受給率が高いなどの傾向は見られませんでした。

他方、この修学支援新制度の受給率を、都道府県単位で算出し、各都道府県の平均賃金との関係をみたところ、負の相関が見られました。具体的には、平均賃金が低い都道府県では受給率が高い傾向にありました（2020年度 $r=-0.537$ 、2021年度 $r=-0.528$ ）。受給率と地域の経済状況の関係を示唆するものであり、修学支援新制度の受給状況に地域差があることを意味する結果が示されています。

認定取消・警告の状況（資料スライド：10・11・12・13・14・15枚目）

修学支援新制度では、対象の学生に対して、成績の状況によっては認定取消となることや、成績不良の場合には警告を与えることが制度の中に組み込まれています。調査では、各私立大学に、この認定取消・警告の状況も尋ねました。その結果を見ると、取消者は2020年度2.17%、2021年度5.35%、警告者は2020年度11.95%、2021年度11.25%でした。2020年度と2021年度では、警告者の状況はほぼ変わりませんが、認定取消者の比率は増加しています。これは、制度2年目として「警告」の区分に連続して該当し、取消の対象となる受給者が生じたことが背景にあります。個々の大学の状況を見ると、2020年度は約6割、2021年度は約8割の大学で1名以上の取消者がありました。

認定廃止になった学生に対して、個々の大学の対応として「特例措置（斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置）」を取り入れることができます。この特例措置の実施状況を見ると、実施している大学（49.3%）と実施していない大学（50.7%）がほぼ半々でした。特例措置による対応は、大学により判断が分かれていると言えます。

調査では、認定取消になった学生への対応例・課題について記述回答で書いてもらいました。そこには199件の回答をいただきました。認定取消となった学生には個別の面談をしていることや、日本学生支援機構の貸与制度を案内するなどの対応がなされていることが示されています。また、遡及取消となった場合、大学が授業料等減免費及び給付奨学金の返還を求めるとなり、その負担の大きさが複数の大学から指摘されています。

修学支援新制度の私立大学への影響（資料スライド：16・17・18・19・20枚目）

調査では、修学支援新制度が開始されたことで、それぞれの大学にどのような影響があったのかについても尋ねていました。まず、修学支援新制度の開始により入学者数にどの

ような影響があったかを尋ねた結果をみると、8割が「ほぼ変わらない」という結果でした。この傾向には、学生規模での違いも見られませんでした。次に、修学支援新制度の開始により大学の財務にどのような影響があったかを尋ねた結果をみると、6割が「ほぼ変わらない」という結果でした。2割超が「負担が減った」としており、「負担が増えた」とするよりも「負担が減った」とする大学の方が多い傾向がみられました。ただ、多くの大学では影響がないという結果でした。三つ目として、修学支援新制度の開始に伴い「独自の学生支援制度」の見直しをおこなったかを尋ねた結果を見ると、支給総額、対象人数、所得制限、成績要件のいずれの項目でも「見直さなかった／変化なし」が8割程度であり、多くの大学で見直しは行われていない結果でした。「独自の学生支援制度」の見直し予定の有無を尋ねた結果からは、6割が「見直しの予定なし」としていました。

他方、修学支援新制度の導入によって多くの私立大学が影響があったとしたことが、事務負担でした。修学支援新制度と既存の奨学金制度の区分についての負担状況を尋ねた設問では、「とても負担」と「やや負担」を合わせると95%に上っていました（そのうち55%が「とても負担」）。また、修学支援新制度に対する事務負担の状況について、個人情報の管理、会計上の処理、申請書類の作成、学生の成績管理についてそれぞれ尋ねた結果を見ると、「個人情報の管理」では7割超、「会計上の処理」、「申請書類の作成」、「学生の成績管理」については9割以上が負担（「とても負担」と「やや負担」の合計）があると回答していました。修学支援新制度への対応が、大学の事務負担を増やしていることが明確に示されています。

調査の中で、事務負担に対する意見を記述回答で書いてもらったところ、131件の回答をいただきました。そこでは、給付奨学金（JASSO）と修学支援新制度（文部科学省、私学事業団）と対応窓口や申請先が分かれていること、紙による申請手続きが多いことなど、大学にとっての手続きについての構造上の課題や、在籍報告（年3回）及び継続願（JASSO年1回、国年2回）など学生が1年間に行う手続きが多いことやそれを大学が全て管理することの負担などが指摘されていました。これらの指摘から、この制度の運用上の課題として制度運営側で検討が必要な事項が多くあることが分かります。

修学支援新制度に対する私立大学の意見（資料スライド：21枚目）

そして、調査では、修学支援新制度に対する意見を自由記述で書いてもらいました。207件の回答があり、半数以上の大学からさまざまな意見がありました。ここでも、多くの私立大学から、事務負担の大きさを指摘する意見が見られました。また、制度が複雑すぎるという指摘もありました。さらに、この制度について、現在、理工系及び農学系の学生や多子世帯への支援拡充が検討されていることから、今後、ますます事務負担の増加することを危惧する意見も複数みられました。対象者の範囲が拡大され、対象者が増えることは歓迎されることですが、それによって大学にとっての負担が増えるという構造になっていることは何らかの対応が必要であろうと思います。

情報公開（更新確認申請書の公開）について（資料スライド：22 枚目）

最後に、これは私学高等教育研究所の調査からの結果ではなく、報告者が独自に分析している情報公開の課題について指摘したいと思います。修学支援新制度には、各大学等の機関による「更新確認申請書」の公開という情報公開制度が組み込まれています（大学等における修学の支援に関する法律施行規則7条2項）。しかし、各大学等の情報公開の状況は十分ではなく、「更新確認申請書」をウェブサイトに掲載していない機関もみられます。また、この「更新確認申請書」の公開については、制度としても過去分の扱いに基準がないので大学によって扱いが不統一であったり、施行規則の指定書式（様式）に対象年度の記載欄がないため、公開しているものがいつものかわからないという問題が生じています。情報公開については、各大学等の対応とともに、制度運営側の対応が必要であることを指摘したいと思います。

まとめ（資料スライド：23 枚目）

本報告の内容をまとめたいと思います。2020年度から始まった修学支援新制度の私立大学における現状について、受給率の状況を見ると私立大学の全体受給率は7%から9%程度でした。大学別の受給率は数%～20%程度まで差があることが示されました。2020年度から経年変化では、受給率は上昇傾向にあります。また、都道府県別にみたときに受給率に地域差がみられたことは大きな特徴と言えます。この制度の受給状況について、2022年度以降の状況を継続的にみていくことが必要です。

また、対象学生の認定取消・警告の状況を見ると、制度2年目である2021年度に認定取消しが増えていました。他方で、各大学が斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置の対応を行なっているかどうかは大学による差がみられました。この認定取消や警告の状況についても、2022年度以降の状況を継続的にみていくことが必要です。

次に、修学支援新制度の私立大学への影響をみると、修学支援新制度により入学者に影響があった、財務に影響があった、既存の学生支援制度を見直しを進めた、という私立大学は少ないという結果でした。しかし、私立大学にとって「事務負担が大きい」ということが強く共通した意見としてみられました。そして、修学支援新制度に対する意見からは、今後、制度拡充が具体的に想定されているなかで事務負担の軽減を求める意見が強く存在していました。

修学支援新制度は、学生の経済的支援を拡充するための重要な制度であり、現在、大学生の約1割、20万人近い学生が対象となる大きな制度となっています。制度が運営されていくなかで、学生に直接対応する大学の事務負担を軽減することは、この制度が安定的に持続していくために不可欠であると思います。今後、このような観点からの制度の見直しも重要であると指摘して報告を終えたいと思います。

以上